

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容	かかしの里利用承認の取消し						
根拠法令等及び条項	かかしの里条例第9条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">かかしの里条例第9条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685"> 平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更 </td> </tr> </table>	根拠条項	かかしの里条例第9条	参考事項		設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	かかしの里条例第9条						
参考事項							
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 かかしの里の利用承認の取り消し等の基準（かかしの里条例第9条）</p> <p>市長は、第5条第1項又は第7条第2項の規定によりかかしの里の利用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用目的以外に利用したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。</p>						